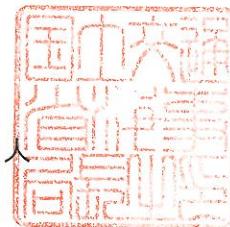




国海查第 83 号の 2
平成 24 年 6 月 22 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 模田 實 殿

国土交通省 海事局長
森 雅



型式承認試験基準の廃止及び制定について

標記について、船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定することとしたので、ご連絡いたします。

なお、本承認試験基準の廃止及び制定は、平成 24 年 7 月 1 日から適用されます。

記

1. 平成 4 年 1 月 17 日付け 海查第 630 号を廃止する。
2. 別紙のとおり高機能グループ呼出受信機の型式承認試験基準を制定する。



高機能グループ呼出受信機(EGC)承認試験基準について

1. 今般制定する承認試験基準の位置付けについて

2010年5月に開催されたIMO海上安全委員会(MSC.87)において、高機能グループ呼出受信機(EGC)の新たな性能基準が採択され、2012年7月1日から適用されることとなった。(決議MSC.306(87))

これに伴い、新たな国際基準に整合する型式承認試験基準を別紙のとおり制定し、2012年7月1日から適用するとともに、現行の型式承認試験基準を定めた海查第630号(平成4年1月17日付)を廃止する。

なお、2012年7月1日以前に船舶に搭載された装置については、従前の性能基準のままで差し支えないこととする。

2. 改正内容

(1) 一般要件

IMO決議A.694(17)及びIEC60945によることとする。

(2) 性能要件

従来の要件に、以下の要件を追加する。

- ① 船舶の位置が12時間にわたって更新されていないことを示す可視表示を備えること。
- ② 印字装置の「紙残量が少ない」状態であることを警告する可聴警報を備えること。(警報の種類の明確化)
- ③ 「紙残量が少ない」警報音は、遭難又は緊急優先メッセージの受信による警報音と識別できること。
- ④ NAVAREA/METAREAの入力ができること。

また、性能試験の方法について、新たにIEC61097-4(インマルサットC船舶地球局及びインマルサット高機能グループ呼出装置(EGC)の操作及び性能要件、試験方法及び要求される試験結果)の規定を引用することとする。

(3) 環境要件及び電磁両立性(スプリアス放射以外)の要件

新たにIEC60945の規定によることとする。ただし、環境要件については、以下のいずれかの基準を選択できることとする。

- ① インマルサットCの基準
- ② インマルサットCの基準をIEC60945により修正した基準
- ③ IEC60945の基準

(4) 電磁両立性(スプリアス放射)の要件

新たにIEC61097-4の規定によることとする。なお、伝導性スプリアス放射の要件は従前のとおりインマルサットCによることとする。